

第四十五号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の三十五の項から四十の項までを次のように改める。

三十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項の規定に基づく登録検査機関の登録	十五万円
三十六 農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づく登録検査機関の登録の更新	一万百円
三十七 農産物検査法第十九条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づく登録検査機関の変更登録	イ 農産物検査を行う農産物の種類の増加に係る変更登録 三万円 ロ 登録の区分の増加に係る変更登録 十五万円 ハ 農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録 三万円
三十八から四十まで 削除	

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により農産物検査法の一部が改正されたことに伴い、農産物検査を行う登録検査機関の登録等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。